

京都府防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域の防犯環境の構築による犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進するため、自転車盗被害が多発する地域において、駐輪場の設置者及び管理者（以下「事業者」という。）が行う防犯カメラの設置のために要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、知事が別に定める地域において、前条に定める補助金の趣旨に沿って、駐輪場に防犯カメラを設置する事業者とする。

2 前項に定める駐輪場は、10台以上の自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11の2号に規定する自転車をいう。以下同じ。）の駐輪が可能であり、かつ自転車の盗難被害が多発している駐輪場とし、知事が別に定める。

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの設置のために要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。

- (1) 既存の設備の撤去に要する経費
- (2) 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として不相当と認められる経費

2 補助対象となる防犯カメラの要件は、知事が別に定める。

3 補助対象となる防犯カメラの数は、1つの駐輪場について2台を上限とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

2 前項に定める補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の限度額は、防犯カメラ1台につき10万円とする。

(様式及び提出期限)

第5条 規則第5条の規定による交付申請書及び規則第13条の規定による実績報告書の様式並びに提出期限は、知事が別に定める。

(書類の整備)

第6条 補助金の交付を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金に

係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第7条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

3 規則第19条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、補助事業により設置した防犯カメラとする。

4 補助事業者は、第2項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、別に定める様式により知事に報告し、その承認を受けなければならない。

5 知事は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月4日から施行する。